

少子化対策にかかる財政支出の数量分析

— 児童福祉費と合計特殊出生率の要因分析を中心に —

的 場 啓 一¹⁾

I はじめに

少子化は、わが国だけでなく先進諸国において近年大きな社会問題として取り上げられている。合計特殊出生率は、経済成長が華々しかった1960年代から先進諸国において一斉に低下しはじめ、各国でそれぞれ独自の取り組みが進められてきた。その結果、フランスのように成果をあげている事例も報告されている²⁾。しかしながら、国民性、歴史的な背景、制度などが異なるため、他国の成功事例をそのまま自国に取り入れることは困難であり、取り入れたとしても成果が上がるという保証もない。

合計特殊出生率の低下に対しては、文明進歩の当然の帰着であるという見方と社会の大きな構造変化が起こる時の一時的不均衡の結果であってこの不均衡が取り除かれれば自然に回復するという見方の2つが存在する³⁾。

わが国では、1990年に前年の合計特殊出生率が丙午の1966年の1.58を下回り1.57となった「1.57ショック」を契機として、少子化が国家の課題として取り上げられるようになった⁴⁾。わが国の少子化対策は、保育サービスの充実と

子育て家庭の経済的支援を中心に進められてきたが、最近では、2003年に次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法が制定され、より総合的な少子化対策が進められている。

具体的な少子化対策の政策は、財源を国や都道府県が一部負担するものもあるが、市町村が実施主体となって行っているものが大多数である。各市町村が知恵を絞る様々な少子化対策を講じてはいるが、わが国の合計特殊出生率は地域によってばらつきはあるが依然として低下傾向にある。いったいどの程度の経費を少子化対策に投入しているのか、対策を講じているのに効果が上がってこないのはなぜなのか、多くの経費を投入した地域ほど合計特殊出生率が高いのか、誰もが抱く疑問である。

地方自治体の場合、政策の実施は予算の執行を伴う。その予算執行の結果すなわち決算額を見ることによって各自自治体が実施した少子化対策の大きさを金銭的に把握することができる。前述の次世代育成支援対策推進法にのっとり策定された「次世代育成支援行動計画」にそった少子化対策は、市町村の各事業分野に及ぶためトータルの経費を把握するのは非常に困難で

※ 本稿は、日本地方財政学会第15回大会（於 松山大学2007.5）における研究報告をもとに作成したものである。討論者の矢野秀利教授（関西大学）や質問者の坂本忠次教授（関西福祉大学）からは、数多くの有益なコメントをいただいた。また、日頃からご指導いただいている関西学院大学の小西砂千夫教授をはじめ、井上勝雄教授、高林喜久生教授、豊原法彦教授、西村智准教授からは、論文作成上参考となるご意見を多数いただいた。また、総務省からは貴重なデータを提供していただいた。記して感謝申し上げたい。もちろん、本稿の記述に関する責任は筆者に帰するものである。

1) cvo34441@kwansei.ac.jp

2) 阿藤編（1996）の第5章、第6章でフランスの状況が詳しく分析されている。

3) 阿藤編（1996）の第1章。

4) エンゼルプラン、緊急保育対策等5ヶ年事業及び新エンゼルプランが策定された。

ある。従って、入手可能なデータをもとに市町村で実施されている少子化対策にかかる財政支出の大きさを見るには、少子化対策経費の大部分を占めている児童福祉費に焦点を当てざるを得ない。しかし、これまで児童福祉費を分析した研究や地域間の児童福祉費の差異を分析したものは散見しない。

そこで本稿では、まず、少子化対策にかかる経費を児童福祉費とした場合、児童福祉費に地域間で格差が存在するのか、児童福祉費を規定している要因は何なのかについて分析を試みる。続いて、地方自治体の児童福祉費によって実施されている少子化対策の歳出の大きさは、合計特殊出生率でみたパフォーマンスとの間に相関関係が認められるのか、また、両者にはどのような関係があるのかについて分析を行う。最後に、これまでの研究における個別の変数を用いた出産の意志決定の要因分析とは異なり、本稿では、主成分分析の手法を用いて合計特殊出生率の要因を質的にとらえた分析を行っている⁵⁾。そして、地方自治体の政策以外に合計特殊出生率に影響を与える要因があるのではないかとい

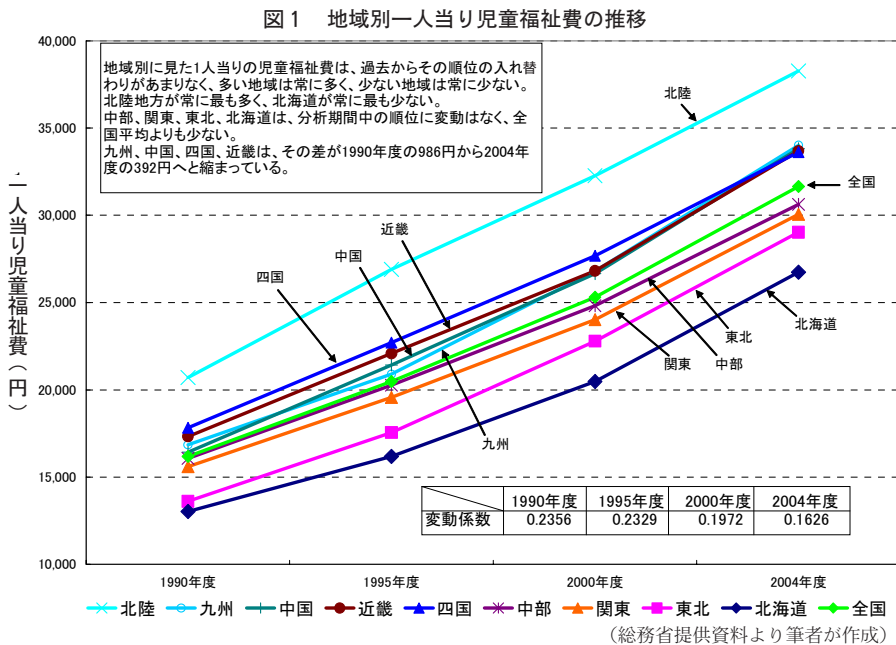
う問題に対して検討を行い、地方自治体の政策実施のみで合計特殊出生率は上昇するのかについて言及する。

II 市町村決算の児童福祉費の推移と地域間格差

まず初めに、市町村決算における児童福祉費の推移について、「1.57ショック」がわが国を襲った1990年度から2004年度までの各市町村における児童福祉費決算額の推移をみることにする。単に決算額だけを比較すれば市町村の人口規模の大小によって決算額に大きな差があるため、住民一人当たりの決算額で比較することとする。

1990年度以降の市町村財政における児童福祉費決算額は、住民一人当たりでみると時間とともにその金額は増加していることが分かる。また、分析期間中地域間の格差は継続して存在していることが分かるが、変動係数は1990年度の0.2356から2004年度の0.1626へとわずかであるが減少している。

地域別にみた住民一人当たりの児童福祉費は、



5) 例えば、出産の意思決定に関しては滋野他（1999）がある。

図1から分かるように過去からその順位の入替わりはあまり見られず、住民一人当りの児童福祉費決算額が多い地域は常に多く、少ない地域は常に少なくなっている。具体的には、北陸地方が常に住民一人当りの児童福祉費決算額が最も多く、北海道は常に最も少ない。また中部、関東、東北、北海道は、分析期間中の順位に変動はなく、全国平均よりも少ない状況となっている。九州、中国、四国、近畿は、その差が1990年度の986円から2004年度の392円へと縮まっている。

次に、2001年度以降の児童福祉の状況を少し詳しくみてみることにしたい。2001年度以降も住民一人当りの児童福祉費決算額は図2から分かるように各地域で増加している。この児童福祉費の中身を児童手当と児童手当以外に分けてみると2004年度に児童手当のウェイトが大きく増大していることが分かる。また、表1を

みると全国ベースで児童手当を1とした場合の児童手当以外の児童福祉費の比率は、2001年度では8.35、2004年度では6.45となっている。次いで、児童手当以外の児童福祉費と児童手当のそれぞれの児童福祉費に対する弾性値をみた場合、児童手当の児童福祉費に対する弾性値が2004年度には非常に大きな値となっていることが分かる。これは、2004年度に児童福祉費自体も前年度に比べ増大したが、児童手当の伸び率が非常に大きかったことを示している。

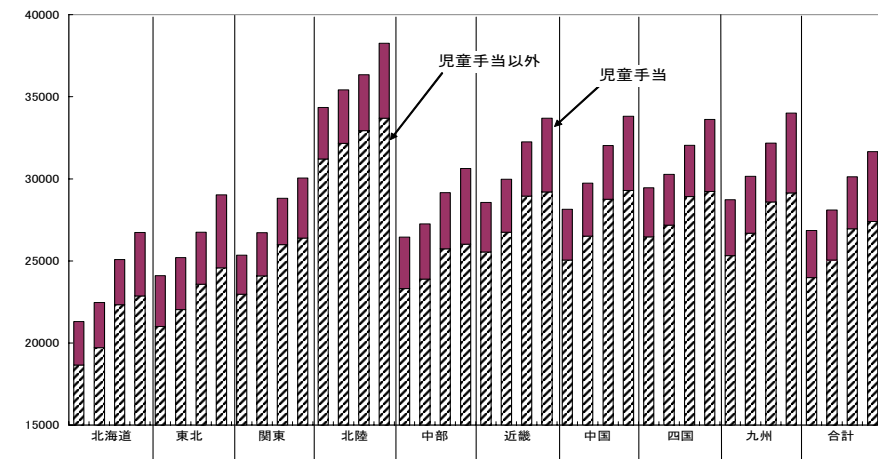
この2004年度という年度は、児童手当の支給対象が小学三年生まで拡大されるとともに公立保育所運営費にかかる国庫負担金が一般財源化されるといった制度変更が行われた年度である。これらの制度変更の影響もあり、児童手当の伸び率が異常に大きくなったものと考えられる。特に、児童手当についてはその財源が国庫負担金制度によって確保されているが、公立保育所

表1 児童手当と児童手当以外の児童福祉費

	児童手当を1とした場合の児童手当以外の児童福祉費				児童手当以外の児童福祉費に対する弾性値			児童手当の児童福祉費に対する弾性値		
	01年度	02年度	03年度	04年度	02年度	03年度	04年度	02年度	03年度	04年度
北海道	7.09	7.18	8.14	5.94	1.0291	1.1411	0.3670	0.7945	-0.0129	6.1606
東北	6.80	6.96	7.44	5.53	1.0655	1.1398	0.4971	0.5371	0.0211	4.7427
関東	9.64	9.13	9.26	7.21	0.8976	1.0179	0.3525	1.9851	0.8297	7.0000
北陸	9.92	9.88	9.68	7.38	0.9872	0.9231	0.4367	1.1218	1.7615	6.4480
中部	7.42	7.11	7.50	5.65	0.8262	1.0989	0.2236	2.2721	0.2980	6.8283
近畿	8.48	8.30	8.77	6.51	0.9514	1.0815	0.1973	1.4251	0.3141	8.0269
中国	8.12	8.23	8.78	6.47	1.0247	1.0961	0.3339	0.7954	0.2052	6.8474
四国	8.85	8.80	9.25	6.66	0.9747	1.0906	0.2200	1.1949	0.2103	8.2200
九州	7.47	7.69	7.98	5.98	1.0720	1.0656	0.3345	0.4600	0.4933	6.3081
合計	8.35	8.20	8.54	6.45	0.9572	1.0655	0.3202	1.3640	0.4652	6.7996

(総務省提供資料及び児童手当事業年報より筆者が作成)

図2 一人当り児童福祉費の内訳 (2001年度～2004年度)



(総務省提供資料及び児童手当事業年報より筆者が作成)

運営費にかかる国庫負担金の一般財源化は地方自治体の予算編成において大きな影響を与えたのではないかと推察できる。

Ⅲ 児童福祉費の決定要因

ここまで、住民一人当たりの児童福祉費は、地域間で格差が存在し、過去からこれまで金額面で大きな順位の変動もないことが分かった。これは、児童福祉費が安定的に推移しているということである。住民一人当たりの児童福祉費が大きいところは常に大きく、小さいところは常に小さいということの背景にはどのような要因が隠されているのであろうか。

ここでは、児童福祉費の決定要因について分析することにした。

児童福祉費は市町村の予算を通じて支出されるが、この予算規模は市町村によって千差万別であり、財政力の強弱によってその規模や内容が異なっている。そこでまず、各地方自治体の財政力と住民一人当たりの児童福祉費決算額との関係を調べることによって、財政力の強弱が児

童福祉費の決定要因として考えられるのか否かについてみる。

表2は1996年度から2004年度における財政力指数と住民一人当たりの児童福祉費決算額との相関係数であるが-0.173から-0.109の間で推移している。図3からも両者の間には相関関係が強いことがわかる。このことからすると財政力の強弱は児童福祉費の決定要因としてあまり重要ではないと考えられる。

次に、地方自治体の予算規模は、地方自治体の人口規模と関係があるので、児童福祉費も地方自治体の人口規模と関係があるのかどうかみてみる。この両者についても1996年度から2004年度までの相関係数を計算してみると表3のとおり-0.070から-0.124の間で推移しており、図4をみても両者の間には強い相関関係があるとはいえない。したがって、地方自治体の人口規模も児童福祉費を決定する重要な要因とは考えにくい。

このように、地方自治体の財政力や人口規模は、地方自治体の児童福祉費との間で相関関係が強いので、財政力と人口規模以外に児童

図3

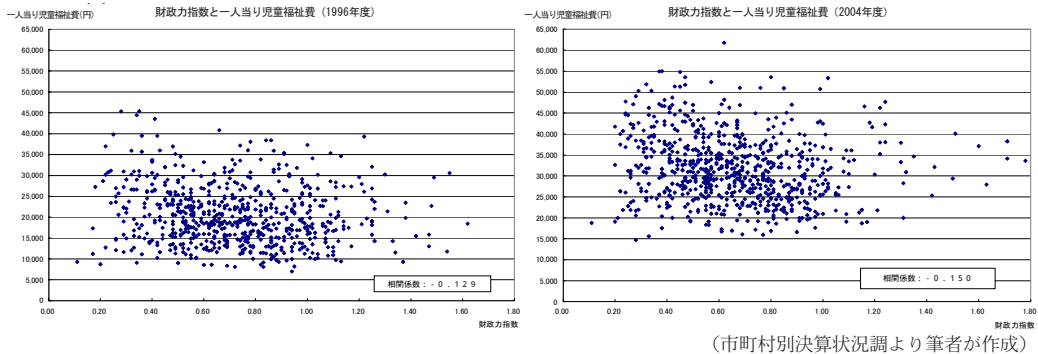


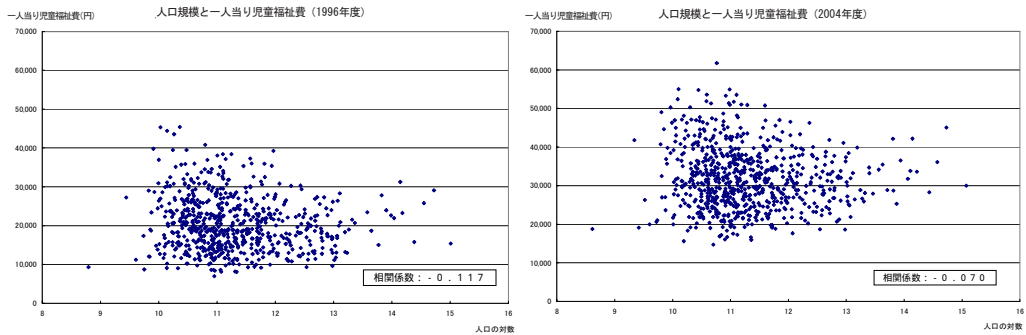
表2 財政力指数と一人当り児童福祉費の相関係数

96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度	04年度
-0.129	-0.115	-0.109	-0.117	-0.119	-0.130	-0.149	-0.173	-0.150

表3 人口規模と一人当り児童福祉費の相関係数

96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度	04年度
-0.117	-0.124	-0.114	-0.104	-0.103	-0.119	-0.114	-0.093	-0.070

図 4



(市町村別決算状況調より筆者が作成)

福祉費を決定する要因として相応しいものが存在するものと考えられる。それでは、児童福祉費の決定に何が強く作用しているのか、またその要因は人口規模や地域によって違いがあるのかについて、続いて分析することにした。

そこでまず、児童福祉費の決定要因を分析するにあたり、児童福祉費の内容を少し概観し、児童福祉費の内容に関連する項目を抽出する。そして、それらの項目が児童福祉費の決定に対してどの程度の影響を及ぼしているのかについて分析することにする。

児童福祉費の主な内容としては、大きく5つの範疇に区分することができる。まず1番目は「保育所関係」、2番目として「児童手当」、3番目として「ひとり親家庭関係」、4番目として「子育て支援」、それから最後5番目として「児童虐待対策」である。また、それぞれにつ

いて表4のように様々な事業内容が存在している。

次に、これら5つの範疇ごとに実施されるサービスの対象がどのようになっているのかをもとに想定される関連項目を抽出する。

まず、保育所関係では住民ニーズや都市化の度合い、自治体の財源といったものが考えられる。児童手当では子供の数、自治体の財源が関連項目として考えられるが、子供の数は自治体の人口で代理することにする。ひとり親家庭関係では母子家庭と父子家庭の数が関連項目として考えられるがこれも人口で代理することにした。子育て支援では都市化の度合い、人口が関連項目として想定できる。最後の児童虐待対策では人口が関連項目として想定される⁶⁾。

以上が児童福祉費の事業内容から想定される関連項目である。自治体の財源については地方

表 4 市町村の児童福祉費の主な内容

保育所関係 公立保育所の運営経費 私立保育所の運営経費 児童手当 児童手当の支給 児童扶養手当、特別児童扶養手当関係事務 ひとり親家庭関係 母子保護の実施 母子家庭自立支援事業 母子家庭等日常生活支援事業	子育て支援 ファミリー・サポート・センター事業 地域子育て支援センター事業 一時保育・休日保育事業 子育て短期支援事業 乳幼児健康支援一時預かり事業 助産の実施 育児支援家庭訪問事業 児童虐待対策
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6) 人口は児童福祉費との相関関係が強くないことから児童福祉費を決定する重要な要因としては考えにくいと前述しているが、ここでは児童福祉費で実施されている事業の対象を考え、あえて人口を代理変数として使用した。

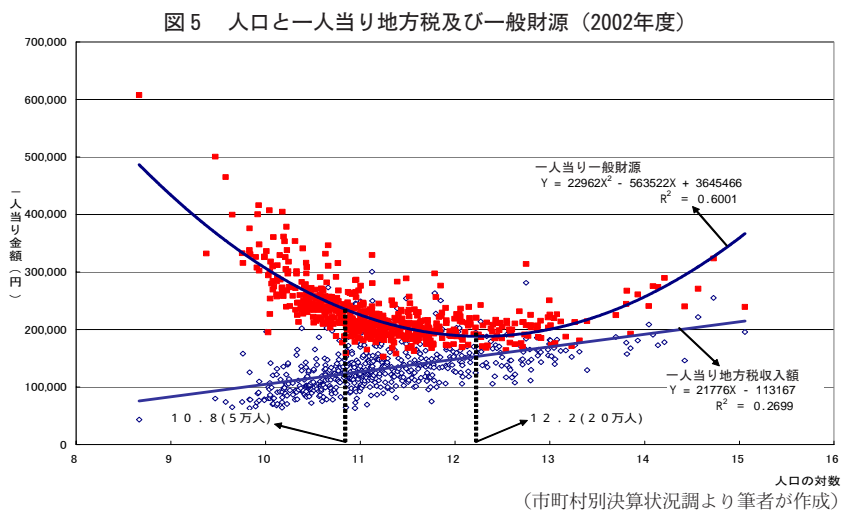
税を上げることができるが、現実には地方交付税といった移転財源があり、特に地方税収の乏しい規模の小さな地方自治体では、地方税に地方交付税などの移転財源を含めた一般財源をもとに歳出規模を決定しているものとも考えられるため、地方税と一般財源の双方を児童福祉費を決定する際の要因として考えることにしたい⁷⁾。

要因の分析は、被説明変数を2002年度の住民一人当りの児童福祉費決算額（都市のみ）とし、上で述べた各項目を説明変数として最小二乗法を用いて行う。具体的な説明変数としては、自治体の財源を表す変数として住民一人当たり一般財源と住民一人当たり地方税収入額を用いる。また、保育所や児童手当は国庫負担金制度が確立されており、それらの財源の多寡も児童福祉費の歳出規模に影響があるものと考えられるため、住民一人当りの児童保護負担金も説明変数としている。一方、都市化を表す指標としては第三次産業就業人口と第一次産業就業人口の比率を説明変数として用いている。また、住民のニーズを反映させるための指標として人口1000人当り保育所定員と保育所利用率（保育所定員に対する在籍児童数の割合）を説明変数としている。

さらに、住民一人当りの児童福祉費決算額と人口規模は相関関係が強いとはいえなかったが、子育て支援関係経費や児童虐待対策関係経費は人口の規模に関連するものと考えられるため説明変数として人口の対数を採用している。

これらの説明変数を用いて回帰分析を行うわけであるが、人口規模によって児童福祉費の決定要因に違いがあるのかを分析するため、人口を小規模、中規模、大規模の3つに区分して分析を行うこととする。次の図5からも分かるように小規模の自治体では普通交付税の算定において段階補正が働いて地方税収を補い、一般財源を確保していることが分かる。人口の大きさによる児童福祉費の決定要因の相違を調べるため、人口を5万人未満、5万人以上20万人未満、20万人以上の3区分に分類して回帰分析を行うことにする。これは、市町村合併が人口5万人未満の小規模段階で最も多く実施されていること及び特例市の要件である人口20万人を基準として人口の区分としたものである。

次に、各説明変数間の相関係数は次の表5のとおりであり、相関係数が0.5以上あるものは人口1000人当り保育所定員と住民一人当たり児童保護負担金である。これは保育所運営経費が国



7) 人口規模と地方税及び地方交付税などの移転財源を含めた一般財源との関係は、図5を参照していただきたい。

表5 変数間の相関係数

	一人当り 児童福祉費	一人当り 一般財源	一人当り 地方税	一人当り 児童保護負担金	第三次／第一次	人口1000人当り 保育所定員	保育所利用率	人口の対数
一人当り 児童福祉費	1.000							
一人当り 一般財源	0.168	1.000						
一人当り 地方税	-0.072	-0.184	1.000					
一人当り 児童保護負担金	0.594	0.244	-0.421	1.000				
第三次／第一次	0.076	-0.117	0.360	-0.124	1.000			
人口1000人当り 保育所定員	0.726	0.256	-0.212	0.575	-0.228	1.000		
保育所利用率	-0.137	-0.446	0.093	0.022	0.126	-0.383	1.000	
人口の対数	-0.106	-0.483	0.520	-0.297	0.390	-0.352	0.328	1.000

庫負担金制度によりその財源が措置されているため両者の間に相関があるものと考えられる。また、住民一人当り地方税と人口の対数も相関係数が0.520となっており両者の間には一定の関係が認められる。最小二乗法による回帰分析では、説明変数間に強い相関関係があると分析結果が正しいとは判断しがたくなるが、共線性の有無に関する検定を行った結果、共線関係の存在は確認できなかった。

さらに、住民一人当りの児童福祉費の決算額推移をみれば、地域間で大きな違いがあることが分かったが、時系列にみてもこの地域間の大小関係はきわめて安定していて、地域間で児童福祉費の決定要因に違いがあるのではないかと想定することができる。したがって、児童福祉

費の決定要因を人口規模の大小によって分析するとともに、地域間で児童福祉費の決定要因の違いを調べるために北海道から九州までの地域ごとに人口区別の分析に用いたものと同じ説明変数を用いて最小二乗法によって地域別の分析を行った。

1 推計結果①（人口区分による分析）

人口区別に分析した結果は、表6のとおりである。住民一人当り児童保護負担金と人口1000人当り保育所定員がすべての人口区分において有意となっている。その他の変数は人口区分によって有意になる場合と有意にならない場合がある。

人口を区分せず、全てのサンプルをもとにし

表6 人口区別の人口一人当り児童福祉費の推計結果

	全 体		人口5万人未満		人口5～20万人未満		人口20万人以上	
	係 数	t - 値	係 数	t - 値	係 数	t - 値	係 数	t - 値
定数項	-8980.841	-1.844*	-40277.060	-1.712*	-6628.946	-0.648	-11003.714	-0.779
一人当り 一般財源	0.007	1.378	0.022	1.863*	-0.024	-1.730*	0.015	0.619
一人当り 地方税収入額	0.014	1.966	-0.017	-1.057	0.036	3.381	0.026	1.057
一人当り 児童保護負担金	0.669	7.327	0.725	4.752	0.715	5.406	0.621	2.292
第三次／第一次	20.733	6.983	19.959	0.507	23.936	6.591	12.289	2.851
人口1000人当り 保育所定員	746.811	18.562	727.571	9.869	801.810	14.477	741.220	6.402
保育所利用率	57.986	2.257	22.009	0.459	99.205	2.907	66.988	0.867
人口の対数	905.272	2.840	4142.764	2.018	556.113	0.701	754.043	0.825
サンプル	555		177		298		80	
決定係数	0.648		0.664		0.636		0.613	

※網掛け部分は5%有意である。ただし、*印は10%有意である。

た分析では、一人当たり一般財源のみが有意とはならず、他の全ての説明変数は有意となっている。したがって、地方自治体は自らの地方税収入、国から移転される財源、自らの自治体がおかれている都市化の度合い、保育所に代表される住民ニーズなどをもとに児童福祉費を決定しているものと考えられる。

では、次に人口区分ごとの結果をみでみる。

まず、人口5万人未満では、住民一人当たり一般財源、住民一人当たり児童保護負担金、人口1000人当たり保育所定員、人口の対数が有意であり、地方税以外の移転財源を含めた一般財源をもとに住民の保育ニーズへの対応を中心に児童福祉費が成り立っているものと考えられる。

次の人口5万人以上20万人未満の区分では、人口の対数以外が有意となった。人口5万人未満で有意とならなかった一人当たり地方税収入額も有意となり、自らの税収と移転財源を含めた一般財源も児童福祉費を規定する要因となっていることが分かる。この人口区分の自治体では、税収や一般財源といった項目も有意となっていることから、これらの財源を背景として独自の事業が展開されているものと考えられる。

次の人口区分が最も大きな人口20万人以上では、住民一人当たり児童保護負担金、第三次産業就業人口と第一次産業就業人口の比率、人口1000人当たり保育所定員のみが有意であり、一般財源や地方税収入額は有意とならなかった。これは、保育所運営と国庫負担金制度が児童福祉

費の規定要因となっているということである。人口規模が大きな自治体は、人口規模が小さな自治体に比べて税収が比較的豊かであるので、地方税収入額や一般財源が有意になるものと考えられるが、人口規模が大きくなると、児童福祉以外の財政支出の規模も大きくなり、地方税や一般財源は児童福祉費のみと関係が強くなっているのではないと考えられる。

これらから、表7に示したとおり、人口の大小にかかわらず、保育所運営と国庫負担金制度に沿った児童保護負担金の財源が児童福祉費を規定する要因となっていることが分かる。人口の対数が人口5万人未満でのみ有意であったことから、人口規模というものは小規模自治体では児童福祉費を規定する要因として意味があるが、人口が大きくなると人口そのものは児童福祉費を規定する要因としてはあまり意味をもたないものと考えられる。さらに第三次産業就業人口と第一次産業就業人口の比率は、人口5万人以上で有意となっていることから、都市化の度合いは人口の大きいところでは意味をもつが人口の小さいところでは都市化が進んでいないこともありあまり意味をもたないものと考えられる。人口規模の小さい自治体は、地方交付税が人口規模に依存していることから、それらの移転財源をもとに児童福祉費の財政支出が規定されているものと考えられる。

集約すれば、小規模自治体では交付税等を含んだ一般財源と保育所運営が児童福祉費の規定

表7 人口規模別推計結果

人口区分	推 計 結 果
5万人未満	一人当たり一般財源、一人当たり児童保護負担金、人口1000人当たり保育所定員、人口の対数が有意であり、地方税以外の移転財源も含めた一般財源をもとに住民の保育ニーズへの対応を中心に児童福祉費が成り立っているものと考えられる。
5万人以上 20万人未満	人口の対数以外が有意となった。5万人未満で有意とならなかった一人当たり地方税収入額も有意となり、自らの税収も児童福祉費を規定する要因となっている。税収や一般財源をもとに独自の事業展開が行われているものと考えられる。
20万人以上	一人当たり児童保護負担金、第三次産業人口/第一次産業人口、人口1000人当たり保育所定員のみが有意であり、一般財源や地方税収入額は有意とならなかった。保育所運営と国庫負担金制度が児童福祉費の規定要因となっている。

要因となっている。中規模自治体では自己財源も児童福祉費の規定要因となっている。大規模自治体では保育所運営が児童福祉費の規定要因となっている。つまり、保育所運営というものは人口の規模にかかわらず児童福祉費を規定する要因と考えられ、小規模自治体は一般財源も視野に入れながら児童福祉費の規模を決定しており、逆に人口が大きくなると都市化の度合いが児童福祉費を規定していて地方税や一般財源はあまり意味を持たない存在になっている。

2 推計結果②（地域別による分析）

次に地域別の要因について分析した結果は、次の表8のとおりである。人口1000人当り保育

所定員は全ての地域において有意であったが、住民一人当り一般財源と第三次産業就業人口と第一次産業就業人口の比率は関東のみで有意であった。他の説明変数は地域によって有意になる場合と有意にならない場合があった。

表9に地域別の推計結果をまとめている。北海道は、サンプル数の少なさもあって回帰線の当てはまりがあまりよくない。また、北海道と中部地方は、人口1000人当り保育所定員のみ有意であった。東北、北陸と中国・四国地方は、保育所関係と国庫負担金制度による住民一人当り児童保護負担金が有意であり、これらが児童福祉費の要因として考えられ、税収や一般財源などは有意となっていないことから、自らの財

表8 地域別人口一人当り児童福祉費の推計結果

	全体		北海道		東北		関東		北陸		中部		近畿		中国・四国		九州	
	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値	係数	t値
定数項	-8880.841	-1.844*	-11038.859	-0.327	472.018	0.032	-6774.181	-0.783	568.133	0.014	7783.450	0.823	-10732.726	-1.209	-7655.741	-0.280	-20298.385	-1.843
一人当り一般財源	0.007	1.378	0.003	0.119	0.024	0.909	-0.076	-2.904	0.004	0.138	-0.009	-0.743	-0.020	-1.359	0.025	0.954	0.003	0.255
一人当り地方税収入額	0.014	1.966	-0.002	-0.032	-0.027	-0.778	0.083	3.645	0.043	1.186	0.019	1.525	0.047	2.873	-0.033	-1.006	-0.021	-1.020
一人当り児童保護負担金	0.669	7.327	-0.463	-0.632	0.778	2.605	0.720	1.874*	0.966	1.725*	0.226	1.053	1.116	3.796	1.297	2.488	0.856	4.934
第三次/第一次	20.733	6.983	-19.020	-0.363	70.270	1.218	30.779	5.141	-24.035	-0.110	11.937	0.990	5.451	1.402	93.880	0.540	14.427	1.434
人口1000人当り保育所定員	746.811	18.562	1464.568	2.754	586.406	4.043	1127.705	7.679	661.106	2.080	678.926	9.875	715.066	6.609	753.411	3.535	652.274	5.581
保育所利用率	57.986	2.257	-65.168	-0.530	165.271	2.145	118.809	2.311	110.574	0.617	-33.855	-0.641	48.420	0.938	-42.443	-0.231	44.954	0.696
人口対数	905.272	2.840	2504.714	0.873	-708.361	-0.682	522.415	0.725	-629.481	-0.277	611.114	1.008	1250.009	2.229	1389.214	0.674	2380.727	3.424
サンプル	555		33		53		146		33		88		90		35		77	
決定係数	0.648		0.139		0.770		0.575		0.449		0.686		0.624		0.699		0.780	

※網掛け部分は5%有意である。ただし、*印は10%有意である。

表9 地域別推計結果

地域	推計結果
北海道、中部	北海道はサンプル数の少なさもあって回帰線の当てはまりが悪い。 人口1000人当り保育所定員のみ有意である。
東北	保育所関係と国庫負担金制度による移転財源が児童福祉費の要因と考えられる。
関東	人口の対数以外は有意である。保育所関係、税収、移転財源が包括して児童福祉費を規定していると考えられる。
北陸、中国・四国	保育所関係と国庫負担金制度による移転財源が要因と考えられ、税収や一般財源などは有意でない。
近畿	人口1000人当り保育所定員、一人当り児童保護負担金、税収及び人口の対数が有意となっている。
九州	人口1000人当り保育所定員、一人当り児童保護負担金及び人口の対数が有意となっている。

源は児童福祉費を規定する要因としては考えにくい結果となっている。関東地方は、人口の対数以外が有意であり、保育所関係、税込、移転財源が包括して児童福祉費を規定していると考えられる。近畿地方は、人口1000人当り保育所定員、住民一人当り児童保護負担金、税込および人口の対数が有意となっていて、関東地方と似た状況である。九州地方は、人口の対数が有意であるが、これを無視すれば九州地方も北陸や中国・四国地方と同じ傾向があり、保育所関係と国庫負担金制度による住民一人当り児童保護負担金が児童福祉費の要因として考えられる。北海道と中部は国庫負担金制度による移転財源（児童保護負担金）が児童福祉費を規定する要因として有意となっていないが、現状ではこの理由について詳しくは分からない。

これらから、保育所運営は児童福祉費を規定する要因と考えられるが、これは人口規模別の推計結果と同じであり、保育所というものが児童福祉費を決定づける要因として大きなウェイトを占めていることが分かる。

また、相対的に農村と考えられる東北、北陸、中国・四国、九州では、住民一人当り児童保護負担金と保育所関係が有意であり、国の制度に則った保育、児童手当が中心で税込や一般財源による独自の事業が少ないのではないかと考え

られる。一方、相対的に都市と考えられる関東、近畿では、保育所関係以外の一般財源や地方税収入額も有意となり、都市部では税込や一般財源を加味して独自の事業展開が図られているのではないかと思料される。

3 推計結果③（他の自治体の影響に関する分析）

自治体の歳出規模は、住民や議会からの声を反映して、他の自治体の様子を眺めながら決定されることもあると考えられる。つまり、自治体は、他の自治体のサービス水準をみながら自らのサービス水準を決定し、予算化するという行動をとるものと考えられることができる。

そこで、同一県内の前年度における住民一人当りの児童福祉費決算額の最大値と平均値を説明変数に加え、人口規模別に他の自治体の歳出規模が児童福祉費の決定にどのように反映しているのか分析を行った。推計結果は、表10のとおりであるが、いずれの人口規模においても同一県内の住民一人当りの児童福祉費の最大値と平均値は有意となっている。

また、いずれの人口規模においても、最大値よりも平均値の方が係数とt-値が大きくなっている。このことから、各自治体の児童福祉費の歳出規模は、県内の最大値によってその規模が引き上げられているというよりも、むしろ各

表10 人口区分別の人口一人当り児童福祉費の推計結果

	人口5万人未満				人口5 - 20万人未満				人口20万人以上			
	係数	t-値	係数	t-値	係数	t-値	係数	t-値	係数	t-値	係数	t-値
県内の最大値	0.368	4.786			0.451	10.252			0.365	4.490		
県内の平均値			0.473	5.406			0.614	12.564			0.508	5.460
定数項	-25380.897	-1.135	-40964.927	-1.881*	-3110.473	-0.354	-6391.844	-0.776	-20563.612	-1.615	-21524.217	-1.780
一人当り一般財源	0.004	0.352	0.019	1.771*	-0.032	-2.702	-0.018	-1.583	-0.002	-0.112	0.008	0.362
一人当り地方税収入額	-0.005	-0.313	-0.011	-0.756	0.044	4.778	0.032	3.749	0.040	1.815*	0.026	1.245
一人当り児童保護負担金	0.713	4.970	0.642	4.522	0.663	5.830	0.583	5.445	0.667	2.769	0.545	2.375
第三次/第一次	16.804	0.454	20.956	0.575	17.340	5.451	16.248	5.436	7.154	1.790*	7.382	1.968*
人口1000人当り保育所定員	522.719	6.413	470.705	5.661	519.198	9.452	451.057	8.570	382.364	2.935	303.762	2.402
保育所利用率	-4.156	-0.091	-0.049	-0.001	62.892	2.133	46.433	1.670	13.866	0.199	7.410	0.112
人口の対数	2406.232	1.224	3755.854	1.975	-343.927	-0.501	96.862	0.151	1420.178	1.719*	1654.382	2.094
サンプル	177		177		298		298		80		80	
決定係数	0.702		0.712		0.732		0.764		0.695		0.724	

*網掛け部分は5%有意である。ただし、*印は10%有意である。

自治体とも県内の平均的な歳出水準に影響を受けているといえる。これは、各自治体が周辺自治体の中で最大水準の児童福祉費を確保しようとしているのではなく、周辺自治体と歩調を合わせるような形で児童福祉費の水準を決定しているものといえる。

IV 主成分分析による検証（合計特殊出生率の要因の検証）

ここまで少子化対策に係る地方自治体の取り組みを財政的な側面から児童福祉費の分析を中心にみてきた。

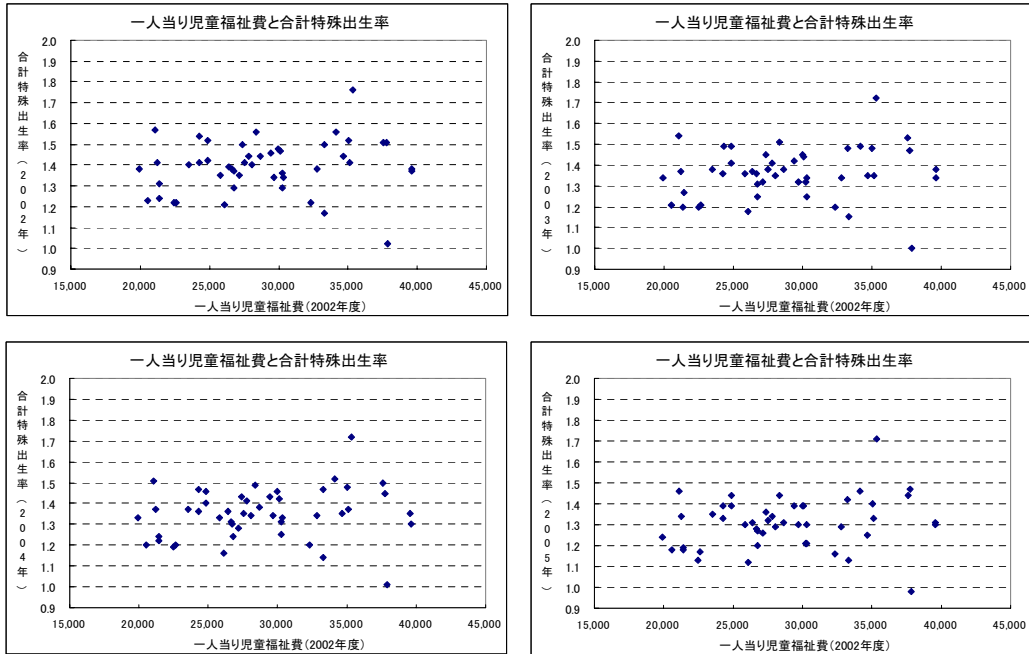
次にここでは、地方自治体の少子化対策に関

する取り組みを児童福祉費でとらえ、地方自治体の児童福祉費を通じた様々な政策が合計特殊出生率にどの程度影響を与えているのかを主成分分析の手法を用いて考察することにする。

なお、住民一人当たりの児童福祉費と合計特殊出生率の関係は、次の図6及び表11から分かるように大きな相関関係は見いだせない⁸⁾。

出産にはさまざまな要因が絡み合って影響を及ぼしているものと考えられるので、単純な回帰分析ではなく、主成分分析を用いて分析を行った。また、主成分分析を行なった後、主成分得点をもとにした主成分回帰分析を行い、合計特殊出生率に影響を及ぼしている要因について考察した。

図6 一人当たり児童福祉費と合計特殊出生率



(人口動態調査及び市町村別決算状況調より筆者が作成)

表11 2002年度住民一人当たりの児童福祉費と各年の合計特殊出生率との相関係数

2002年	2003年	2004年	2005年
0.147	0.154	0.170	0.189

8) 図6では2002年度の住民一人当たりの児童福祉費と2002年から2005年の合計特殊出生率の関係を示している。地方自治体が児童福祉費で財政支出することにより実施した政策が合計特殊出生率に反映するにはタイムラグがあるとの考えから、2002年度の住民一人当たりの児童福祉費と3年後の2005年までの合計特殊出生率の関係の散布図を示している。相関係数も0.147から0.189までとなっており、大きな相関はみられない。

表14 各主成分の寄与率

各成分の寄与率	第1	第2	第3	第4
寄与率	33.0	12.9	12.9	12.0
累積寄与率	33.0	45.9	58.8	70.8

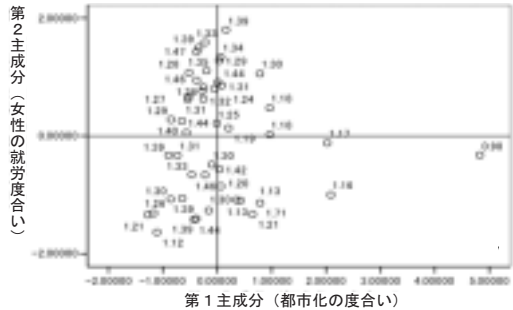
つの主成分による累積寄与率は表14に示すとおり70.8%であり、この4つの主成分で約7割の説明ができる。

各主成分の因子負荷量は表13のとおりであり、第1主成分では、因子負荷量の絶対値の大きなものとして、横断歩道の数、人口密度、第三次産業就業人口と第一産業就業人口の比率、信号設置数などであり、これらから第1主成分をその自治体の「都市化の度合い」とした。次に第2主成分では、因子負荷量の絶対値の大きなものとして、男性と女性の労働力人口比率及び共働き世帯の割合であり、これらから第2主成分を「女性の就労度合い」とした。次に第3主成分では、因子負荷量の絶対値の大きなものとして、0から5歳人口10万人当り保育所数及び住民一人当り児童手当以外の児童福祉費となっており、これらから第3主成分を「保育サービス水準」とした。最後に第4主成分では、因子負荷量の絶対値の大きなものとして、高卒者の大学進学率、個人預貯金残高、男女の時間当り所定内給与、一人当り県民所得などであり、これらから第4主成分を「世帯の経済水準」とした。

これら4つの主成分のうち第3主成分とした「保育サービス水準」が地方自治体の財政と直接関係がある。つまり、地方自治体の一般会計の児童福祉費から保育所運営に係る財政支出がなされ、それによって保育サービスが提供されているので、第3主成分が地方自治体の財政支出と直接関係があることになる。

次に、横軸に第1主成分である「都市化の度合い」、縦軸に第2主成分である「女性の就労度合い」を取り散布図(図7)に表現してみる

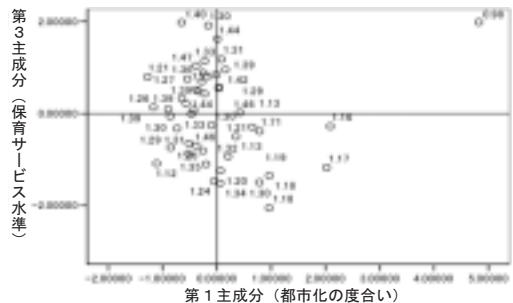
図7



と、都市化の度合いが低い地域の合計特殊出生率が高くなっていることが分かる¹¹⁾。なお、性の就労度合いに着目すると、女性の就労度合いが低いグループで合計特殊出生率が高いグループと女性の就労度合いが高いグループで合計特殊出生率も高いグループが存在する。

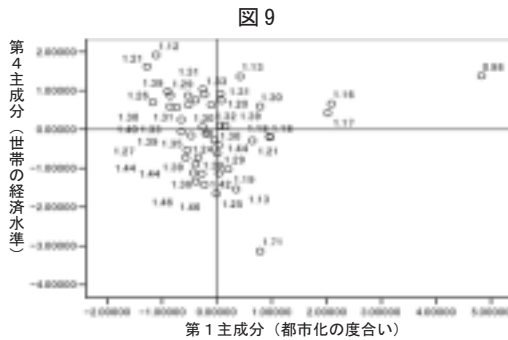
次に、横軸に第1主成分である「都市化の度合い」、縦軸に第3主成分である「保育サービス水準」を取り散布図(図8)に表現してみると、都市化の度合いが低い方が合計特殊出生率が高い傾向にあり、保育サービス水準の高い方に合計特殊出生率の高いところが偏っていることが分かる。

図8

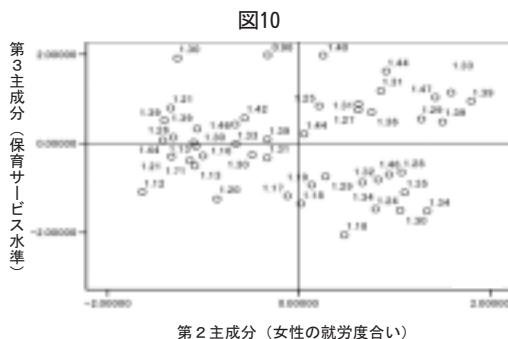


11) 散布図内の数値は、合計特殊出生率である(図8～図12も同様である)。

次に、横軸に第1主成分である「都市化の度合い」、縦軸に第4主成分である「世帯の経済水準」を取り散布図（図9）に表現してみると、都市化の度合いが低い方が合計特殊出生率が高い傾向にある。しかし、世帯の経済水準では際立った傾向がみられるには至っていない。

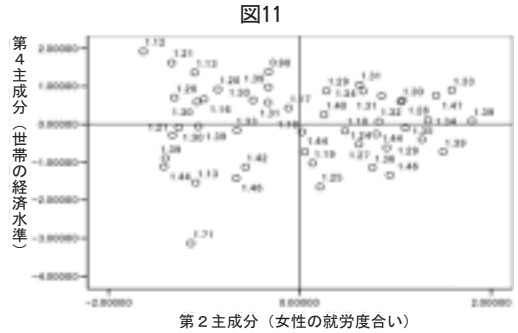


次に、横軸に第2主成分である「女性の就労度合い」、縦軸に第3主成分である「保育サービス水準」を取り散布図（図10）に表現してみると、女性の就労度合いが高い場合は保育サービス水準の高低いずれにおいても合計特殊出生率が高いケースが存在している。しかし、女性の就労度合いが低い場合は、保育サービス水準の高い場合のほうが合計特殊出生率が高くなる傾向にあることが分かる。

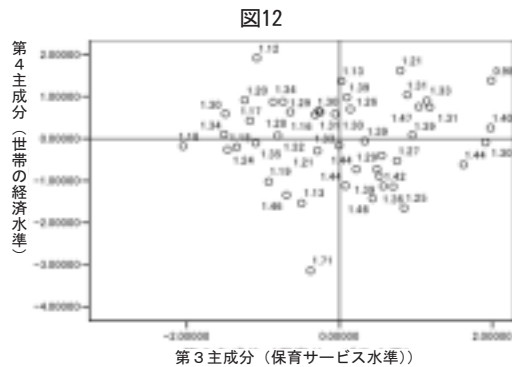


次に、横軸に第2主成分である「女性の就労度合い」、縦軸に第4主成分である「世帯の経済水準」を取り散布図（図11）に表現してみると、女性の就労度合いが高い場合は世帯の経済水準の高低にかかわらず合計特殊出生率が高く

なっている。しかし、女性の就労度合いが低い場合は、世帯の経済水準が低い方が合計特殊出生率が高くなっている。



次に、横軸に第3主成分である「保育サービス水準」、縦軸に第4主成分である「世帯の経済水準」を取り散布図（図12）に表現してみると、保育サービス水準が高くて世帯の経済水準が低いところに合計特殊出生率の高い地域が偏っている。しかし、保育サービス水準が高く、世帯の経済水準も高いところにも合計特殊出生率が高い地域が存在している。



以上をまとめたのが次の表15である。

都市化の度合いが高くなると合計特殊出生率は低くなる傾向があり、また、女性の就労度合いが高くなると合計特殊出生率も高くなり、低い場合でも保育サービス水準が高いところや世帯の経済水準が低いところで合計特殊出生率が高くなる傾向がある。さらに、保育サービス水準が高くなると合計特殊出生率が高くなる傾向がある。

表15 主成分と合計特殊出生率の関係

	都市化の度合い		女性の就労度合い		保育サービス水準	
	低い ←	高い →	低い ←	高い →	低い ←	高い →
女性の就労度合い	出生率高い地域多い	出生率高い地域なし 沖縄県を除き出生率高い地域なし	出生率高い地域多い		出生率高い地域多い	
保育サービス水準	出生率高い地域多い	出生率高い地域なし 沖縄県を除き出生率高い地域なし				
世帯の経済水準	出生率高い地域多い	出生率高い地域なし 沖縄県を除き出生率高い地域なし				

※出生率とは、合計特殊出生率のことである。

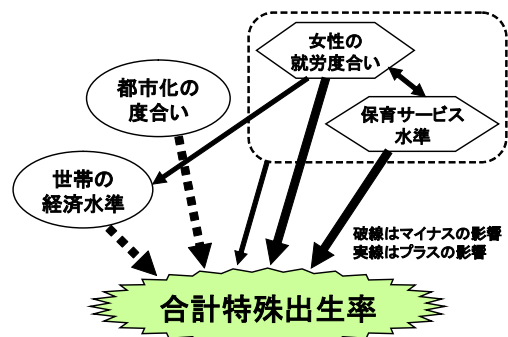
「女性の就労度合い」「保育サービス水準」が高くなると合計特殊出生率が上がっているが、これは保育サービスが女性の就労を支え、逆に女性の就労は保育サービスの充実を促し、両者が補完的に合計特殊出生率に対してプラスの影響を与えるものと考えられる。

「世帯の経済水準」に関しては、他の要因の状況によって合計特殊出生率に与えている影響が異なっている。「世帯の経済水準」が低いところでは、都市化の度合いが低く、保育サービスの水準が高いところで合計特殊出生率が高くなる傾向がある。「世帯の経済水準」が高いところでは、都市化の度合いが低く、女性の就労度合いと保育サービス水準が高いところで合計特殊出生率が高くなる傾向がある。特に、世帯の経済水準と都市化の度合いの双方が高いところでは合計特殊出生率の高いところが見られない。「世帯の経済水準」が高くなると、女性の就労を支えるための保育が充実していないと合計特殊出生率にはプラスの影響を与えない。女性の就労を支えるための保育の充実がなければ、共働きにより経済的に裕福であるからといって子供を多く持つのではなく、出産・子育てに伴う機会費用が高くなるので出産を控える意思決定がなされていると考えることができる。世帯

の経済水準は、合計特殊出生率に対してマイナスの影響を与え、プラスの影響を与えるためには一定の条件が必要である。

女性の就労が進むと世帯の経済水準にも影響を与えるので、「女性の就労度合い」は保育サービスの水準と世帯の経済水準に影響を与えながら合計特殊出生率に影響を及ぼしているものと考えられる。保育サービスを充実させ女性の就労度合いが上昇すれば、世帯の経済水準も上昇し、世帯の経済水準が上昇すれば合計特殊出生率にマイナスの影響を与えてしまう恐れが出てくる。

女性の就労を支えるための過度の保育サービスの充実、女性の就労度合いだけでなく、女性の就労に基づく世帯の経済水準をも上昇させ、合計特殊出生率向上への貢献度合いを縮小させる



てしまう懸念もある。

そこで、「都市化の度合い」など各主成分が合計特殊出生率に正又は負のいずれの影響を与えているのかをみるため、主成分ごとに各指標の主成分得点を算出して説明変数とし、2005年度の合計特殊出生率を被説明変数として主成分回帰分析を行なった。その結果、

$$Y = 1.307 - 0.053U + 0.024W + 0.024C - 0.065E$$

(104.684)* (-4.237)* (1.915)** (1.908)** (-5.146)*

$R^2 = 0.509$, ()はt値。 *は5%有意、**は10%有意。

ただし、Y：合計特殊出生率（2005年度）

U：都市化の度合い

W：女性の就労度合い

C：保育サービス水準

E：世帯の経済水準

といった推計式が得られた。

また、各説明変数の標準偏回帰係数を算出すると

$$U: -0.438, W: 0.198, C: 0.197, E: -0.532$$

となり、合計特殊出生率には「世帯の経済水準」が最も強く影響を与え、次いで「都市化の度合い」が影響を与えている。

各主成分の符号をみると、「都市化の度合い」「世帯の経済水準」はマイナスであり、合計特殊出生率に対して負の影響を及ぼす結果となっている。一方、「女性の就労度合い」「保育サービス水準」の符号はプラスであり、合計特殊出生率に対して正の影響を及ぼす結果となっている。

標準偏回帰係数の絶対値をみると合計特殊出生率に対してマイナスの影響を及ぼすもののほうがプラスの影響を及ぼすものより大きいので、合計特殊出生率を上昇させるには、「女性の就労度合い」と「保育サービス水準」を大きく引き上げる必要がある。特に、都市化が進み、世帯の経済水準が高いところでは、合計特殊出生率に対するマイナスの影響が大きいので、それを縮小させるために合計特殊出生率にプラスの影響を与えるよう保育サービスを充実させ、女性の就労を支えるための施策展開が好ましいと

いえる。

一方で、女性の就労を支える保育サービスの充実、時間の経過とともに世帯の経済水準を引き上げると考えられ、世帯の経済水準が合計特殊出生率にマイナスの影響を与える状況の下では、過度の保育サービスの充実には注意が必要である。

合計特殊出生率を上昇させるには、女性の社会進出と世帯の豊かな生活水準への選好を支えるための保育サービスを供給するとともに、出産・子育ての機会費用を相殺するだけの経済的、心理的効用が必要となる。

V おわりに

以上、少子化対策経費を市町村の児童福祉費でとらえ、その地域間の格差や児童福祉費を規定する要因及び自治体の政策と合計特殊出生率の関係についてみてきた。

ここでは、住民一人当りの児童福祉費でみた少子化対策経費は、地域間で格差が存在し、北陸地方は過去から現在に至り最も住民一人当りの児童福祉費が大きく、北海道が常に最も小さくなっている。中部、関東、東北、北海道は、住民一人当りの児童福祉費は全国平均よりも常に小さく、それらの地域間での大小関係の変動もない。すなわち、児童福祉費の地域間格差は安定した位置関係を保ちながら過去から現在に至るまで存在し続けているということである。

また、児童福祉費の内容を見れば、児童手当のウェイトが増大している。特に、2004年度には児童手当の割合が大きく増大し、児童福祉費を規定する要因として児童手当の相対的な影響力が強まっている。

さらに、児童福祉費全体を規定する要因は、人口規模や地域によって異なっている。人口規模の大小や地域を問わず、保育所は児童福祉費を決定づける主要な要因となっていた。人口規模の小さな自治体と農村の地域では、児童保護負担金と保育所が児童福祉費の規定要因として

影響力が強く、保育所運営や国庫負担金制度といった地方自治体の自由度の少ないものに縛られている傾向が判明した。

一方、人口規模の大きな自治体と都市の地域では、保育所運営以外の一般財源や地方税収入額にも影響を受けて児童福祉費の歳出規模が決定されていることが分かった。

また、人口規模の大小にかかわらず、同一県内の平均的な歳出規模に児童福祉費が影響を受けていることも分かった。これから、県内において最高水準の財政支出を目指すというのではなく、周辺自治体と同水準の財政支出を念頭において地方自治体の児童福祉費が決定されていると考えることができる。

さらに、合計特殊出生率にどのようなものが影響を与えているのかを分析した結果、「保育サービス水準」と「女性の就労度合い」がプラスの影響を及ぼしていることが分かった。このことから地方自治体の政策としての保育所運営（児童手当を除いた児童福祉費）が、合計特殊出生率にプラスの影響を与えているといえる。また、「保育サービス水準」「女性の就労度合い」以外には、「都市化の度合い」「世帯の経済水準」などが合計特殊出生率に影響を及ぼしていることが分かった。影響力の強いのは「世帯の経済水準」で次いで「都市化の度合い」となっているが、これらは合計特殊出生率に対してマイナスの影響を与えている。合計特殊出生率の上昇を促すには、都市化や世帯の経済水準など合計特殊出生率に与えるマイナスの影響を打ち消すだけの取り組みが必要であり、女性の就労度合いなど地方自治体の実施する政策のみでは制御できないものがあり、地方自治体の政策では限界があると考えられる。

本稿では、少子化対策にかかる財政支出の数量分析について論じてきたが、今後の課題となるものも何点か存在している。

まず1点目として、現実の少子化対策に関係する財政支出は児童福祉費だけでなく児童福祉費以外の費目でも少子化対策が実施されている

ので、児童福祉費以外の経費も取り込んだ分析が必要である。2点目としては、それぞれの地域の慣習やコミュニティなど地域の質的特性を分析に取り込む必要がある。これは、地域の社会環境が出産に影響を与えていると考えられるからである。最後に3点目として、沖縄県の合計特殊出生率が他の県に比べ非常に高いため、沖縄県の各自治体の分析を行い、合計特殊出生率が非常に高くなっている要因を探り、各自治体の財政的特徴の有無を調べる必要がある。

【参考文献】

- 阿藤 誠編（1996）『先進諸国の人口問題－少子化と家族政策－』、東京大学出版会。
- 阿藤 誠（2005）「少子化をめぐる研究の課題と展望」『人口学研究』、第37号、1-9 ページ。
- 大淵 寛・阿藤 誠編（2005）『少子化の政策学』、原書房。
- 大淵 寛・高橋 重郷編（2004）『少子化の人口学』、原書房。
- 小塩 隆士（2005）『人口減少時代の社会保障改革』、日本経済新聞社。
- 喜田 安哲（2006）『データ分析とSPSS 2』、北樹出版。
- 滋野 由紀子・大日 康史（1999）「保育政策が出産の意思決定と就業に与える影響」『季刊社会保障研究』、第35巻第2号、192-207ページ。
- 藤野 敦子（2002）「家計における出生行動と妻の就業行動－夫の家事育児参加と妻の価値観の影響－」『人口学研究』、第31号、19-33 ページ。
- 八木 匡（2004）「なぜ包括的対少子化対策が必要か？」『都市問題研究』、第56巻第6号、32-46ページ。
- 内閣府（2005）『平成17年版少子化社会白書：少子化対策の現状と課題』、内閣府。
- 内閣府（2006）『平成18年版少子化社会白書：新しい少子化対策の推進』、内閣府。

【参考資料】

- 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ、
<http://www.ipss.go.jp/>、人口統計資料集。
- 総務省ホームページ、
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>、決算状況調。